

# 第91期 中間決算公告

平成23年12月21日

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
 株式会社 **仙台銀行**  
 代表取締役頭取 **三井精一**

中間貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	131,426	預渡性預金	826,816
買入金銭債権	964	借入金	80,930
有価証券	322,831	借用金	9,095
貸出金	509,754	外国為替	0
外国為替	186	その他負債	13,295
その他資産	2,936	未払法人税等	59
有形固定資産	9,712	リース債務	40
無形固定資産	460	資産除去債務	32
支払承諾見返金	1,896	その他の負債	13,162
貸倒引当金	10,579	退職給付引当金	83
		利息返還損失引当金	12
		睡眠預金払戻損失引当金	48
		偶発損失引当金	128
		繰延税金負債	674
		再評価に係る繰延税金負債	1,266
		支払承諾	1,896
		負債の部合計	934,248
		(純資産の部)	
		資本	22,485
		資本剰余金	20,242
		資本準備金	15,000
		その他資本剰余金	5,242
		利益剰余金	9,530
		その他利益剰余金	9,530
		繰越利益剰余金	9,530
		自己株式	65
		株主資本合計	33,130
		その他有価証券評価差額金	696
		土地再評価差額金	1,514
		評価・換算差額等合計	2,211
		純資産の部合計	35,342
資産の部合計	969,590	負債及び純資産の部合計	969,590

中間損益計算書 ( 平成23年4月 1日 から  
平成23年9月30日まで )

( 単位 : 百万円 )

科 目	金 額	
経常収益		7,423
資金運用収益	6,003	
(うち貸出金利息)	4,866	
(うち有価証券利息配当金)	1,020	
役務取引等収益	1,043	
その他業務収益	199	
その他経常収益	177	
経常費用		15,772
資金調達費用	615	
(うち預金利息)	381	
役務取引等費用	652	
その他業務費用	436	
営業経常費用	5,699	
その他経常費用	8,368	
経常損失		8,348
特別損失		258
税引前中間純損失		8,607
法人税、住民税及び事業税	14	
法人税等還付税額	48	
法人税等調整額	1,006	
法人税等合計		971
中間純損失		9,579

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定額法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 2年～50年  
その他 2年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,743百万円であります。
  - (2) 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理  
（会計基準変更時差異の償却期間）  
なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
  - (4) 利息返還損失引当金  
利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。

- (5) 睡眠預金払戻損失引当金  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (6) 偶発損失引当金  
偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法  
(1) 金利リスク・ヘッジ  
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ  
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。  
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。  
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 10百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は876百万円、延滞債権額は25,391百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,017百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は210百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,495百万円であります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、

3,182百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券78,123百万円、現金預け金0百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。また、その他資産のうち敷金保証金は383百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、130,179百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が124,080百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,403百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,195百万円であります。
13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 14.21%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額4,241百万円、株式等償却3,739百万円及び貸出金償却103百万円を含んでおります。
2. 減損損失

当中間期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

項番	地域	用途	種類	減損損失額
1	宮城県白石市	営業用店舗	土地・建物・その他の有形固定資産	27百万円
2	宮城県亶理郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	114百万円
3	東京都中央区	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	5百万円
4	宮城県柴田郡	営業用店舗	土地	32百万円
5	宮城県牡鹿郡	営業用店舗	土地	16百万円
6	宮城県本吉郡	営業用店舗	土地	26百万円
7		営業用店舗	土地	11百万円
8	宮城県気仙沼市	営業用店舗	土地	17百万円
9	宮城県石巻市	営業用店舗	土地	5百万円

上記資産のうち、項番1～3については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと、項番4については、使用を中止して遊休状態となる予定であること、項番5～9については、震災の影響により使用不能の状態となり、将来の使用開始の目的が立っていないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行の管理会計上の最小区分（営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行全体としてグルーピング）で行っております。

なお、遊休資産及び使用不能資産については、個々の資産単位でグルーピングを行っております。

また、当該資産グループの回収可能価額の算定は、項番1については将来キャッシュ・フローを1.5%の割引率により割り引いて算定した使用価値により測定しており、項番2～9については当行の担保評価基準に基づいた合理的な価額等に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債	650	653	3
	その他	5,491	6,288	797
	小計	6,141	6,942	801
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債	545	538	6
	その他	16,000	12,413	3,586
	小計	16,545	12,952	3,592
合計		22,686	19,894	2,791

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成23年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社・子法人等株式			
関連法人等株式			
合計			

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	10
関連法人等株式	
合計	10

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	623	551	72
	債券	205,746	202,814	2,931
	国債	86,599	85,256	1,342
	地方債	40,206	39,478	728
	短期社債			
	社債	78,940	78,079	860
	その他			
	小計	206,370	203,366	3,003
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	6,550	7,345	794
	債券	84,142	84,251	108
	国債	51,559	51,597	38
	地方債	16,342	16,384	42
	短期社債			
	社債	16,241	16,268	27
	その他	2,794	3,588	794
	小計	93,487	95,185	1,697
合計		299,857	298,551	1,306

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	277
合計	277

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は 468 百万円、「その他有価証券評価差額金」は 278 百万円、「繰延税金負債」は 190 百万円それぞれ増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

#### 4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、3,605 百万円(うち、株式 3,605 百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ 30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ 50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ 30%以上 50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先・・・破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先・・・実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先・・・今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先・・・今後の管理に注意を要する発行会社

正常先・・・上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

(会計上の見積りの変更)

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるものについて、従来、「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末日における時価が取得原価と比べて 50%以上下落した場合は、全銘柄を著しい下落と判断し、30%以上 50%未満下落している場合は、回復可能性等を勘案し判定しておりましたが、当中間期より、信用リスクを重視したより合理的な判断に基づいて減損処理を行うため、上記基準に変更しております。この変更により、従来の方法に比べて、減損処理額が 3,512 百万円(うち、株式 3,512 百万円)増加しております。

(金銭の信託関係)

##### 1. 満期保有目的の金銭の信託(平成 23 年 9 月 30 日現在)

該当ございません。

##### 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成 23 年 9 月 30 日現在)

該当ございません。

( 税効果会計関係 )

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,058 百万円
税務上の繰越欠損金	2,425
有価証券償却	2,233
減損損失及び減価償却超過額	251
偶発損失引当金	52
その他	280
繰延税金資産小計	10,301
評価性引当額	10,222
繰延税金資産合計	78
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	609
前払年金費用	139
その他	4
繰延税金負債合計	753
繰延税金負債の純額	674 百万円

( 1 株当たり情報 )

1 株当たりの純資産額	706 円 02 銭
1 株あたりの中間純損失金額	1,265 円 92 銭
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	
潜在株式は存在するものの純損失が計上されているので記載しておりません。	

( 重要な後発事象 )

該当ございません。

( 企業結合等関係 )

共通支配下の取引等

当行の 100%連結子会社である仙銀カード株式会社は、平成 22 年 6 月 29 日開催の第 89 回定時株主総会決議及び関係官庁の許認可に基づき、平成 23 年 4 月 1 日を合併期日として、当行に吸収合併いたしました。

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業	名称	株式会社仙台銀行 ( 当行 )		
被結合企業	名称	仙銀カード株式会社	事業の内容	クレジットカード業務

(2) 企業結合の法的形式

株式会社仙台銀行を存続会社、仙銀カード株式会社を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社仙台銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当行と仙銀カード株式会社において重複しているクレジットカード業務を当行に集約することにより、当行グループ全体のクレジットカード業務の営業力強化と効率化を図ります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」( 企業会計基準第 21 号平成 20 年 12 月 26 日 ) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」( 企業会計基準適用指針第 10 号平成 20 年 12 月 26 日 ) に基づき、共通支配下の取引として会計処理をしております。



# 第91期 中間決算公告

平成23年12月21日

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
株式会社 仙台銀行  
代表取締役頭取 三井精一

中間連結貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	131,426	預金	826,669
買入金銭債権	964	譲渡性預金	80,930
有価証券	322,821	借入金	9,095
貸出金	506,967	外国為替	0
外国為替	186	その他負債	13,297
その他資産	2,766	退職給付引当金	83
有形固定資産	11,953	利息返還損失引当金	12
無形固定資産	461	睡眠預金払戻損失引当金	48
繰延税金資産	1	偶発損失引当金	128
支払承諾見返金	1,896	繰延税金負債	208
貸倒引当金	10,495	再評価に係る繰延税金負債	1,797
		支払承諾	1,896
		負債の部合計	934,168
		(純資産の部)	
		資本	22,485
		資本剰余金	20,242
		利益剰余金	10,834
		自己株式	65
		株主資本合計	31,826
		その他有価証券評価差額金	696
		土地再評価差額金	2,257
		その他の包括利益累計額合計	2,954
		純資産の部合計	34,781
資産の部合計	968,949	負債及び純資産の部合計	968,949

中間連結損益計算書

( 平成23年4月 1日 から  
平成23年9月30日 まで )

( 単位：百万円 )

科 目	金 額	
経常収益		7,394
資金運用収益	5,952	
(うち貸出金利息)	4,815	
(うち有価証券利息配当金)	1,020	
役務取引等収益	1,043	
その他業務収益	199	
その他経常収益	199	
経常費用		15,707
資金調達費用	615	
(うち預金利息)	381	
役務取引等費用	652	
その他業務費用	436	
営業経費	5,586	
その他経常費用	8,415	
経常損失		8,312
特別損失		259
税金等調整前中間純損失		8,571
法人税、住民税及び事業税	24	
法人税等還付税額	52	
法人税等調整額	1,025	
法人税等合計		997
中間純損失		9,569

## 連結注記表

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行規則第4条の2に基づいております。

### 1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 1社

会社名 仙銀ビジネス株式会社

従来、連結子会社であった仙銀カード株式会社は、平成23年4月1日に当行へ吸収合併されたことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

### 2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ございません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ございません。

### 3．連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 1社

(2) 連結される子会社及び子法人等については、中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、其他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、其他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
当行並びに連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 貸倒引当金の計上基準  
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,743百万円であります。
6. 賞与引当金の計上基準  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金の計上基準  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理（会計基準変更時差異の償却期間）
----------	--

  
なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
8. 利息返還損失引当金の計上基準  
利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### 10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

#### 11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

なお、連結子会社の外貨建資産・負債はございません。

#### 12. リース取引の処理方法

当行並びに連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 13. 重要なヘッジ会計の方法

##### (1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。

##### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、連結子会社はヘッジ会計を適用しておりません。

#### 14. 消費税等の会計処理

当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

### 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

#### 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は876百万円、延滞債権額は25,391百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

#### 2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,017百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

#### 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は210百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

#### 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,495百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

#### 5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,182百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券 78,123 百万円、現金預け金 0 百万円及びその他資産 2 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち敷金保証金は 213 百万円であります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、130,179 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 124,080 百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日  
平成 10 年 3 月 31 日  
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,190 百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 7,000 百万円が含まれております。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 1,195 百万円であります。
12. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率（国内基準） 13.99%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 4,273 百万円、株式等償却 3,739 百万円及び貸出金償却 103 百万円を含んでおります。
2. 減損損失  
当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。

項番	地域	用途	種類	減損損失額
1	宮城県白石市	営業用店舗	土地・建物・その他の有形固定資産	27 百万円
2	宮城県亶理郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	114 百万円
3	東京都中央区	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	5 百万円
4	宮城県柴田郡	営業用店舗	土地	32 百万円
5	宮城県牡鹿郡	営業用店舗	土地	16 百万円
6	宮城県本吉郡	営業用店舗	土地	26 百万円
7		営業用店舗	土地	11 百万円
8	宮城県気仙沼市	営業用店舗	土地	17 百万円
9	宮城県石巻市	営業用店舗	土地	5 百万円

上記資産のうち、項番 1～3 については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと、項番 4 については、使用を中止して遊休状態となる予定であること、項番 5～9 については、震災の影響により使用不能の状態となり、将来の使用開始の目的が立っていないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行グループの管理会計上の最小区分（営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行グループ全体としてグルーピング）で行っております。

なお、遊休資産及び使用不能資産については、個々の資産単位でグルーピングを行っております。

また、当該資産グループの回収可能価額の算定は、項番 1 については将来キャッシュ・フローを 1.5% の割引率により割り引いて算定した使用価値により測定しており、項番 2～9 については当行の担保評価基準に基づいた合理的な価額等に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

3. 中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額 7,354 百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません。(注 2 参照)

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	131,426	131,426	
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	22,686	19,894	2,791
その他有価証券	299,857	299,857	
(3) 貸出金	506,967		
貸倒引当金( 1)	10,237		
	496,729	505,047	8,317
資産計	950,699	956,225	5,525
(1) 預金	826,669	826,985	315
(2) 譲渡性預金	80,930	80,930	
(3) 借入金	9,095	9,199	104
負債計	916,694	917,114	419

- ( 1 ) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
( 2 ) 中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。  
(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

( 1 ) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、残存期間が短期間( 1 年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

( 2 ) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及びブローカーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格及び取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。

変動利付国債の時価については、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

( 3 ) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間( 1 年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金は、取引金融機関及びブローカーから提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日現在における中間連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものに

については、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、店頭表示金利を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当行の格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、劣後ローンについては、当行が発行した場合に付与される劣後債の格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

## デリバティブ取引

金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引については、ヘッジ対象である貸出金と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(1)	277
合 計	277

(1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

### 1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債	650	653	3
	その他	5,491	6,288	797
	小計	6,141	6,942	801
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債	545	538	6
	その他	16,000	12,413	3,586
	小計	16,545	12,952	3,592
	合計	22,686	19,894	2,791



2. その他有価証券（平成 23 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	623	551	72
	債券	205,746	202,814	2,931
	国債	86,599	85,256	1,342
	地方債	40,206	39,478	728
	短期社債			
	社債	78,940	78,079	860
	その他			
	小計	206,370	203,366	3,003
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,550	7,345	794
	債券	84,142	84,251	108
	国債	51,559	51,597	38
	地方債	16,342	16,384	42
	短期社債			
	社債	16,241	16,268	27
	その他	2,794	3,588	794
	小計	93,487	95,185	1,697
合計		299,857	298,551	1,306

（注）非上場株式（中間連結貸借対照表計上額 277 百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（追加情報）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は 468 百万円、「その他有価証券評価差額金」は 278 百万円、「繰延税金負債」は 190 百万円それぞれ増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、3,605 百万円（うち、株式 3,605 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ 30% 以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ 50% 以上下落、または、時価が取得原価に比べ 30% 以上 50% 未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先・破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先・実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先・今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先・今後の管理に注意を要する発行会社

正常先・上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

（会計上の見積りの変更）

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるものについて、従来、「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末日における時価が取得原価と比べて 50% 以上下落した場合は、全銘柄を著しい下落と判断し、30% 以上 50% 未満下落している場合は、回復可能性等を勘案し判定しておりましたが、当中間連結会計期間より、信用リスクを重視したより合理的な判断に基づいて減損処理を行うため、上記基準に変更しております。この変更により、従来の方法に比べて、減損処理額が 3,512 百万円（うち、株式 3,512 百万円）増加しております。

( 金銭の信託関係 )

1 . 満期保有目的の金銭の信託 ( 平成 23 年 9 月 30 日現在 )

該当ございません。

2 . その他の金銭の信託 ( 運用目的及び満期保有目的以外 ) ( 平成 23 年 9 月 30 日現在 )

該当ございません。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たりの純資産額	631 円 86 銭
1 株あたりの中間純損失金額	1,264 円 52 銭
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	
潜在株式は存在するものの純損失が計上されているので記載しておりません。	

( 重要な後発事象 )

該当ございません。

( 企業結合等関係 )

共通支配下の取引等

当行の 100% 連結子会社である仙銀カード株式会社は、平成 22 年 6 月 29 日開催の第 89 回定時株主総会決議及び関係官庁の許認可に基づき、平成 23 年 4 月 1 日を合併期日として、当行に吸収合併いたしました。

1 . 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

( 1 ) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業	名称	株式会社仙台銀行 ( 当行 )		
被結合企業	名称	仙銀カード株式会社	事業の内容	クレジットカード業務

( 2 ) 企業結合の法的形式

株式会社仙台銀行を存続会社、仙銀カード株式会社を消滅会社とする吸収合併

( 3 ) 結合後企業の名称

株式会社仙台銀行

( 4 ) 取引の目的を含む取引の概要

当行と仙銀カード株式会社において重複しているクレジットカード業務を当行に集約することにより、当行グループ全体のクレジットカード業務の営業力強化と効率化を図ります。

2 . 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」( 企業会計基準第 21 号平成 20 年 12 月 26 日 ) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」( 企業会計基準適用指針第 10 号平成 20 年 12 月 26 日 ) に基づき、共通支配下の取引として会計処理をしております。